

委員会提出議案第7号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年9月27日提出

提出者

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 森美和子様

別紙

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします」と示されています。今後、この計画は、「こども大綱」を勘案して三重県が作成する「こども計画」に引き継がれることとなります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援が極めて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させる取組を含め、就学・修学保障制度の更なる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題があります。高校生等奨学給付金制度における第一子と第二子以降に対する給付額の差の解消や専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについて、国の責任において更に進めていくことが求められます。

また、国が進めている児童手当の充実等の子ども関連施策についても、確実な実施と更なる充実、国による財源の十分な確保が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

## 記

1. 全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月30日

三重県亀山市議会議長 森 美和子

内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様
財務大臣	鈴	木	俊	一	様
総務大臣	松	本	剛	明	様
文部科学大臣	盛	山	正	仁	様
衆議院議長	額	賀	福	志郎	様
参議院議長	尾	辻	秀	久	様